

岩 環 第 4号
平成24年10月12日

宮城県環境生活部長 殿

宮城県岩沼市大昭和1番1号

日本製紙株式会社岩沼工場

常務取締役工場長 藤崎 真

TEL 0223-22-6177



廃棄物処理施設専門委員の意見について（回答）

廃棄物処理施設専門委員のご意見に対しまして、別添様式に記載いたしました回答書をご提出いたしますので、ご査収願います。



廃棄物処理施設専門委員の意見に対する回答書

回答事業者名：日本製紙株式会社岩沼工場

意見提出委員名：大月 義徳 委員

委員からの意見	回 答
<p>当該申請は、主として処理する産業廃棄物種類の追加に伴う案件であり、新設されるばいじん貯蔵・供給施設(構造の詳細は把握できなかったが)が地盤強度に見合わぬものでない限り、施設周辺の地形地質に関わる問題が新たに発生する状況は、想定し得ないものと考えられる。</p>	<p>ばいじん貯蔵・供給施設の設置を計画している場所は、汚泥の脱水施設の直近に位置しています。汚泥の脱水施設を設置するにあたり、地盤のボーリング調査を行っています。</p> <p>調査結果から、N値が13～32で中～粗砂が分布しており、杭支持力強度が期待できる11m層まで杭打ちをして支持力を得る工法を採用した。N値=32による長期許容鉛直支持力は45.2t/本、短期許容鉛直支持力は90.4t/本となる。</p> <p>前述の許容鉛直支持力と杭反力を比較すると、ホッパー重量+基礎重量=176tから、長期的な杭1本当たりの反力は44t、短期的な杭反力は86.1tとなり、いずれの値も許容鉛直支持力以下の値であることがわかる。また、杭の地震時の水平力に対する水平地盤反力係数(1cm²で1cm変形するのに必要な荷重) $K_h = 1.94 \text{ kg/cm}^3$ は、〔不良：0.3、普通：1.0、良質：2.0〕により、良質の地盤と判断される。</p>

<p>生活環境影響調査について、当説明会にて提示された大気質長期予測結果に、岩沼市街地西方、高館丘陵の地形についての検討が加えられていないことが判った。標高 150～200m 弱の稜線が概ね南北に連なる地勢の影響を考慮した場合も、市街地住宅等の展開する平野域において、環境基準を上回る大気質の悪化が認められないのであれば問題ないと思われるが、このことは今後確認されるべき点であると考えられる。</p>	<p>煙突からの最大負荷濃度は煙突から約 600m と予測されており、ご指摘の標高 150～200m 弱の稜線は煙突から約 2km 以上離れており、濃度減衰の状況は、低い濃度となっております。</p> <p>したがって、菊池委員様からのご指摘もございましたが、誤解が生じないよう山間部に関しては、等濃度線は省くか、又は破線で表現いたします。</p>
--	--

注 意見提出委員ごとに回答書を作成してください。
左覧に意見を、右覧に回答を記載してください。

様式

廃棄物処理施設専門委員の意見に対する回答書

回答事業者名：日本製紙株式会社岩沼工場

意見提出委員名：菊地 立 委員

委員からの意見	回 答
<p>p11 風向風速計の設置状況(場所・高度・独立塔か否か等)について説明を加えてください。</p>	<p>風向・風速計は、工場内の高さ 27.4mのバルブ漂白施設の5塔上に3mの架台を設置し、その上に機器を据付けております。地上から高さは30.4mになります。</p>
<p>p34 及び p39 両者でことなるブルーム式を用いた理由を説明してください。特に p34 の式は従来あまり見ないもののように重いますが、右辺第2項分母のσZは正しいですか。</p>	<p>予測式は、「窒素酸化物総量規制マニュアル〔新版〕」(平成12年12月、公害研究対策センター)に基づいております。</p> <p>アセス書 p.34 の長期平均値の予測に関しては、別添資料の総量規制マニュアル p.204 の(2-4-24)式、※1を使用しております。水平方向パラメーターσyに無関係なブルームとしています。</p> <p>したがって、長期平均値、短期平均値の予測式が異なります。</p>
<p>p41 会議の際、大月委員から指摘があったように、この図は、予測の実態を知らない人から違和感を持たれると思います。多くの事例ではこんな作図をしている訳ですが、誤解を招かないために、説明を加えたほうがいいでしょう。山地部分の等濃度線は省くか、又は破線で示す方法もあるでしょう。</p>	<p>山間部に関しては、等濃度線は省くか、又は破線で表現いたします。</p>

注 意見提出委員ごとに回答書を作成してください。
左覧に意見を、右覧に回答を記載してください。

様式

廃棄物処理施設専門委員の意見に対する回答書

回答事業者名：日本製紙株式会社岩沼工場

意見提出委員名：福島 美智子 委員

委員からの意見	回 答
<p>焼却によって生成する灰の放射能測定を行って、社内規定として設けた100Bq/kg未満をリサイクルにまわすという回答にあたる内容を、どこかに明記して頂きたい。また、100Bq/kgを超える灰の扱いについても明記して頂きたい。</p>	<p>産業廃棄物焼却施設の設置に伴う生活環境影響調査「第1章 事業計画の概要」3. 対象事業の概要に追記いたします。</p> <p>3. 対象事業の概要</p> <p>当社は、紙・パルプ製造を事業とし、社会が求める紙製品の供給により豊かな生活と文化の創造に貢献している。また、良き企業市民として自然環境の保護と社会の持続的発展ができるよう活動している。岩沼工場は、昭和43年の操業以来、新聞用紙とコート紙の製造を中心として発展し、新聞古紙の積極的な使用により資源の有効活用を図っており、製造工程より排出される製紙汚泥は、減量化するため焼却を行ってきた。また、平成14年には、「ダイオキシン類対策特別措置法」の基準を遵守することを主目的として、ボイラの増設等を行った。</p> <p>本事業は、現状の焼却施設にばいじん供給設備等を増設し、処理品目としてばいじん、木くず、紙くずの焼却処理を行うものである。</p> <p>なお、焼却によって生成する灰は放射能測定を行い100Bq/kg未満のものをリサイクルにまわします。100Bq/kgを超える灰は管理型処分場で埋め立て処分とする等、適性に管理します。</p>

注 意見提出委員ごとに回答書を作成してください。
左覧に意見を、右覧に回答を記載してください。